

港区広告宣伝活動費等支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響や、
燃料費、原材料費などの高騰の影響を乗り越えようとする
区内中小企業者の積極的な事業活動を支援するため、
広告宣伝活動及び人材確保事業に必要な費用の一部を補助します。

補助金額

上限**40万**

補助率

3分の2



補助対象者

以下の要件を満たす
港区内の事業者が対象となります。

1. 法人については、区内に本店登記があること及び区内に事業所を有すること。個人事業者については、区内に事業所を有すること。また、区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
2. 法人については、法人事業税及び法人都民税を、個人事業者については、特別区民税及び都民税(事業所課税)を滞納していないこと。
3. 申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けていないこと。(過去に受けたことがある場合も含む)



募集件数

200者程度



補助対象期間

交付決定日～

令和5年**5月31日(水)**



申請期間

令和4年**12月1日(木)**から

令和5年**4月28日(金)**

※当日消印有効・申込順で受付

募集に関する詳細は裏面もチェック！



対象経費

新たに行う広告宣伝活動及び人材確保事業に必要な費用



広告宣伝活動費

新たに広告宣伝を行う際のチラシ製作費、
広告掲載料等

- (ア)チラシ製作費等
チラシ印刷費、のぼり、販促品(単価上限200円)
等
- (イ)広告掲載料等
新聞、雑誌、公共交通機関の広告やオンライン上
の広告へ掲載又は製品等を案内する印刷物を新聞
等へ折込する際に要する費用等

人材確保事業費

新たに就職・転職情報サイトへ
掲載する際の費用等

例)転職サイト、求人検索エンジン、有
料求人情報誌、フリーペーパー、折り
込み求人紙、新聞の求人欄等



手続きの流れ



オレンジの部分①③は申請者が行う項目です。

1
交付申請

2
審査・
交付決定通知書
送付

3
実績報告
対象事業終了後、
報告書提出

4
審査・
額の確定通知
送付

5
補助金の交付

郵送にて交付申請書一式を提出

※提出書類はホームページをご覧ください。

令和4年12月1日から令和5年4月28日【消印有効】

宛先

下記郵送先、「港区広告宣伝活動費等支援事業補助金宛」まで

詳細は港区立産業振興セン
ターのホームページをご確認
ください。



問合せ・郵送先

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階
産業振興課経営支援係

TEL:03-6435-4620(年末年始、祝日除く平日9:00~17:00)

